総括文書（本部及び支部分）の要旨

［略］

［１～５　略］

６　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳

［略］

経常経費	8,015,179,975
人件費	5,895,338,947
光熱水費	77,829,095
［略］	
事務所費	1,727,702,210
政治活動費	3,637,657,843
［略］	
機関紙誌の発行その他の事業費	1,704,801,325
［略］	
宣伝事業費	1,153,732,655
［略］	

［７　略］

総括文書（本部及び支部分）の要旨

［同左］

［１～５　同左］

６　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳

［同左］

経常経費	8,015,193,975
人件費	5,895,366,372
光熱水費	77,829,123
［同左］	
事務所費	1,727,688,757
政治活動費	3,637,643,843
［同左］	
機関紙誌の発行その他の事業費	1,704,787,325
［同左］	
宣伝事業費	1,153,718,655
［同左］	

［７　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第三百四号

政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第六条第二項において準用する法第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和六年十月二十八日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、法第六条第二項において準用する法第五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

政党の名称	異動事項	異動年月日
日本維新の会	支部の数	旧　二四八 新　二四六
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	旧　二四八 新　二四六
		（届出年月日　令和七年六月二十四日）

○総務省告示第三百五号

政党助成法（平成六年法律第五号。以下「法」という。）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の令和七年一月一日を基準日とする届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月二十九日

総務大臣　村上誠一郎

政党の名称	異動事項	異動年月日
自由民主党	所属国会議員の住所	旧　東京都杉並区高井戸西二―一七―四 新　東京都杉並区高井戸東一―三一―二
		令和七年二月十日
	朝日健太郎	

立憲民主党	所属国会議員の住所	令和七年三月五日
	小山　千帆	東京都港区赤坂二―一七―一〇 愛知県豊橋市花田町字小松六四―一
公明党	所属国会議員の住所	令和七年四月九日
	浮島　智子	大阪府大阪市住吉区帝塚山中三―六―三 大阪府大阪市中央区安堂寺町二―五―一三
自由民主党	支部の数	七七五八 七七五七
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七七五七 七七五七
		（届出年月日　令和七年四月十八日）
自由民主党	支部の数	七七五九 七七五八
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七七五九 七七五八
自由民主党	支部の数	七七六〇 七七五九
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七七六〇 七七五九